

# 学校生活について

## 【 生徒心得 】

生徒心得は、学校という集団社会の中で円滑で有意義な生活を送るための基本的なルールである。生徒諸君が、自学・自立・自信についての認識を深め自立の精神を養い、主体的な生き方を学んでいくための指針としてほしい。

### (1) 礼儀・マナー

- ①挨拶は基本的なマナーである。日頃から進んで挨拶することを心がける。
- ②自らの言葉や行動には責任を持ち、人を敬う気持ちを大切にすること。

### (2) 時間厳守

- ①時間を守ることを大事にし、5分前集合を心がけること。

登校時間 8：30                      下校時間 17：00

- ②本校はノーチャイム制である。各自で時間の管理に努めること。
- ③登校後の無断外出を禁止する。やむを得ない理由で外出するときはホームルーム担任の許可を得ること。

### (3) 身だしなみ

- ①翔陽生としての誇りを持ち清潔・質素で調和のとれた身だしなみを心がけること。
- ②本校所定の校服を着用すること。（服装規定参照）
- ③頭髮は染色・脱色などはしない。また、パーマ、奇抜な刈り込みなど手を加えないこと。
- ④ピアス・イヤリングなどの装身具を身につけないこと。
- ⑤化粧・マニキュアなどしないこと。

## 【 服装規定 】

### 服装の原則

- 1 登下校・校内及び学校行事のときは指定された制服を着用する。入学式・卒業式等の指定された行事の際はネクタイ・リボンについては紺色のもの（フォーマル）を着用する。
- 2 制服の改造は認めない。
- 3 制服は正しく着用する。

### 冬・夏の区別

- ・冬服期間 4/1～5/31及び10/14～3/31まで（10/14 開校記念日）
- ・夏服期間 6/1～10/13まで

### 冬服期間

必 着 用	指定	ブレザー	紺
	指定	スラックス・スカート	紺
	指定	ネクタイ・リボン	選択可（紺・赤・グレー）
		ワイシャツ（無地）	白
		ソックス（無地）	白・紺・黒
着 用 可		無地のVネックセーター、ベスト、カーディガン	白・紺・黒・グレー・ベージュ・焦げ茶
		華美でないコート（登下校中、ブレザー着用の上で可）	

## 夏服期間

必 着 用	指定	スラックス・スカート	グレー
		ワイシャツまたはポロシャツ（無地）	白
		ソックス（無地）	白・紺・黒
着 用 可	指定	ネクタイ・リボン	選択可（紺・赤・グレー）
	指定	ブレザー	紺
		無地のVネックセーター、ベスト、カーディガン	白・紺・黒・グレー・ベージュ・焦げ茶

### （１）履き物

履き物については、以下のように区別する。

- ① 管理棟、校舎棟 …… 上履き
- ② 体育館フロア、トレーニング室フロア …… 体育館履き
- ③ 体育館棟共用部分 …… 上履き
- ④ 柔道場、剣道場 …… 裸足

### （２）その他

- ① 上履きは本校指定のサンダルを使用する。サンダルの色は年次色とする。
- ② 体育館専用靴は学校で指定したものを使用する。
- ③ 登下校時は、革靴または運動靴を履く。

## 【日常生活における注意事項】

### 1 学校生活を送る上での注意

- ① 遺失物・拾得物は、生活指導部に届け出る。
- ② ガラス・施設・用具などを破損した場合には、ただちにホームルーム担任・部顧問を通じて生活指導部に届け出る。原則として実費を弁償してもらう。
- ③ 校内での掲示は、生活指導部の許可を得て所定の場所に行う。
- ④ 校内での集会は、原則として昼休み・及び放課後に許可を得て行う。
- ⑤ 住所などの変更があった場合には、ただちに担任に届け出る。
- ⑥ 授業時や集会時、人の話しをよく聴く態度を身につける。私語をしないなど、集団と自己のあり方についての心配りを身につける。
- ⑦ 校舎内やその周辺の清掃はクラス単位で分担して行う。ビン・カンなどの後始末をきちんとし、燃えるゴミ・燃えないゴミを分別して捨て、美化に努める。
- ⑧ 携帯電話の取り扱いについて
  - 授業中は携帯電話の電源をOFFにする。
  - TPO（時・場所・時間）に応じた使用を心がける。
  - 学校で充電しない。

### 2 文武両道を目指す

学習活動だけではなく、部活動や学校行事などの特別活動にも積極的に取り組む。

### 3 登下校

- （１）学校へは、徒歩・自転車・公共の交通機関のいずれかを利用し通学すること。
- （２）自動車・バイク（原動機付き自転車を含む）による通学は厳禁する。また、通学時以外の

時でも自動車・バイク（原動機付き自転車を含む）で学校に来ては行けない。保護者以外の送迎も厳禁とする。

(3) 自転車通学について

- ① 自転車通学は許可制とし、生活指導部に自転車通学届を提出すること。
- ② 使用する自転車には住所・氏名を明記し、鍵を取り付け、必ず所定の場所におくこと。
- ③ 学校の近隣や駅前に自転車を放置しないこと。
- ④ 交通ルールを守り安全には十分注意すること。

4 アルバイト

アルバイトは、健康の問題や学業などに支障をきたすことが多いので、学校としては望ましくないものと考え、原則禁止とする。高校時代は、高校時代にしかできないことに専念してほしいと考える。

経済的な理由などで、やむを得ずアルバイトの必要が生じた場合には、事前に担任の先生に相談する。

5 放課後／部活動

- (1) 放課後の課外活動・部活動などの最終下校は17:00までとする。活動を延長する場合は生活指導部に「活動延長届」を提出し、顧問・担任の付き添いを必要とする。最終下校は18:30までとする。
- (2) 休日における活動は原則として3日前までに生活指導部に「休日活動届」及び「対外競技出場届」を提出し、顧問・担任の付き添いを必要とする。休日の活動、長期休業中の最終下校は17:00までとする。
- (3) 早朝における活動は生活指導部に「早朝活動届」を提出し、顧問・担任の付き添いを必要とする。早朝活動は7:30～8:20までとする。